

令和3年第9回
志木市農業委員会総会議事録

令和3年9月29日

志木市農業委員会

令和3年第9回志木市農業委員会総会日程

令和3年9月29日（水）午後2時00分

- 第1 開会
- 第2 議事録署名委員の指名
- 第3 議案
 - (1) 議案第15号 『引き続き農業経営を行っている旨の証明』について
- 第4 諸報告（農業委員会会長専決規定含む）
 - (1) 報告第14号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出に係る受理の決定について
- 第5 協議事項
 - (1) 次回総会の日程について
 - (2) その他
- 第6 閉会

《議事録令和3年第9回》

志木市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年9月29日(水) 午後1時55分から午後2時40分
農地パトロール 午後2時40分から午後4時00分
2. 開催場所 志木市総合福祉センター 4階 401会議室
3. 出席委員(12人)

会 長	13番	田中 満男
委 員	1番	三枝 将樹
	2番	市之瀬 滋
	3番	小山 武英
	4番	清水 和雄
	6番	大島 廣明
	7番	齊藤 正歳
	8番	石井 敏男
	9番	波澄 洋子
	10番	抜井 和彦
職務代理	11番	志村 晃
	12番	志村 二美重
4. 欠席委員(1人) 5番 山中 榮太郎
5. 議事日程
 - 第1 開会
 - 第2 議事録署名委員の指名
 - 第3 議案第15号 『引き続き農業経営を行っている旨の証明』について
 - 第4 諸報告
 - 第5 協議事項
 - 第6 閉会
6. 農業委員会事務局職員
事務局長 佐野 由美子

7. 会議の概要

○事務局長

定刻前ではございますが全員お揃いですので、令和3年 第9回志木市農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は、13人中12人でございまして、志木市農業委員会会議規則第6条の規定に基づいた定数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは議事進行を会長にお願いいたします。

○田中会長

あらためまして、令和3年第9回志木市農業委員会総会ということで、ご通知申しあげましたところ、お忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます。

【会長挨拶】

それでは、議事に入ります。

議事日程第2の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてご異議ございませんか。

(異議なしとの声あり)

○田中会長

ご異議なしと認め、11番 志村 晃委員、12番 志村 二美重委員にお願いいたします。併せて、書記として三上主事を指名いたします。

それでは、日程第3の議案に入ります。

(1) 議案第15号 『引き続き農業経営を行っている旨の証明』について

以上、上程いたします。

それでは、
議案第15号 『引き続き農業経営を行っている旨の証明』について
事務局朗読をお願いいたします。

○事務局

事務局朗読

○田中会長

それでは、議案第15号受付番号23番について、事務局から説明を求めます。

○三上主事 【事務局説明】

本案件は、相続税の納税猶予を受けるに当たって、申請者である相続人の方が納税猶予を受けるにふさわしい人物であるかどうかの証明を農業委員会に求めるものです。租税特別措置法第70条の6第1項に規定されている要件としまして、1点目として、被相続人が死亡の日まで農業経営を行っていたこと、2点目として、相続人が被相続人から相続により取得した農地について、相続税の申告期限までに農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うと認められることとなっております。

受付番号23番の相続人及び農地の状況につきまして、抜井和彦委員にご同行いただいて確認してまいりました。

この後、抜井委員よりご説明がございます。

以上でございます。

○田中会長

それでは、議案第15号 受付番号23番につきまして、抜井和彦委員、説明、報告をお願いいたします。

○10番 抜井委員

会長の指名がありましたので、議案第15号受付番号23番について、説明、報告を行います。本案件は、申請者である■■■■氏の所有している農地について、納税猶予を受けるために証明を求めているものであります。申請地は、3～4ページをお開きください。

元の市役所から県道をさいたま市方面へ進み、■■交差点を○折、○○メートル進み、○○を○折、さらに○○メートル進んだ○側が申請地となります。

今回、被相続人■■■氏が死亡したことに伴い、相続があったもので、■■■■氏が後を継ぐものであります。事務局と同行して、申請農地である■■■■■■○○○他4筆の現地を確認したところ、■■■や■■■が栽培されており、適正に管理されておりました。

また、申請者である■■■■氏は、■■■氏の生存中から、ともに農業経営を行っており、相続税の納税猶予に関する適格者として、何ら問題ないことを報告します。

よろしく御審議をお願いいたします。

○田中会長

ありがとうございます。それでは、議案第15号受付番号23番について、質疑のある方の挙手を求めます。

○田中会長

質問、意見等がないようです。

質疑を打ち切り、採決を行いません。本議案、適格者として証明することについて、賛成の方の挙手を求めます。

○田中会長

全員賛成ですので、議案第15号受付番号23番は可決されました。

ありがとうございました。

続きまして、日程第4の諸報告に入ります。

(1) 報告第14号『農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について』
いずれも専決したものでございます。

事務局、朗読をお願いいたします。

○事務局

事務局朗読

○田中会長

それでは、報告第14号 受付番号11番、12番、13番については関連がございますので一括して、私、田中より説明報告をいたします。申請地は、5ページをお開きください。元の市役所から県道をさいたま市方面へ進み、〇〇を〇折、〇〇メートルほど進み、〇〇を〇折し、さらに約〇〇メートル進んだ〇側が申請地となります。現地は、〇〇となっておりまして、今回の農地転用において、近隣の農地へ迷惑をかけるような工事や施設でないことから、何ら問題ないことを報告します。

以上です。

○田中会長

続きまして、報告第14号 受付番号12番につきまして、説明報告をいたします。申請地は、6ページをお開きください。元の市役所から県道をさいたま市方面へ進み、〇〇を〇折、〇〇メートルほど進み、〇〇を〇折し、さらに約〇〇メートル進んだ〇側が申請地となります。現地は、〇〇となっておりまして、今回の農地転用において、近隣の農地へ迷惑をかけるような工事や施設でないことから、何ら問題ないことを報告します。

以上です。

○田中会長

続きまして、報告第14号 受付番号13番につきまして、説明報告をいたします。申請地は、7ページをお開きください。元の市役所から県道をさいたま市方面へ進み、〇〇を〇折、〇〇メートルほど進み、〇〇を〇折し、さらに約〇〇メートル進んだ〇側が申請地となります。現地は、〇〇となっておりまして、今回の農地転用において、近隣の農地へ迷惑をかけるような工事や施設でないことから、何ら問題ないことを報告します。

以上です。

○田中会長

次に、報告第14号 受付番号14番につきまして、石井敏男委員の報告を求めます。

○8番 石井委員

会長の指名がありましたので、報告第14号受付番号14番について、報告を行います。申請地は、8ページをお開きください。旧市役所から県道を志木駅方面へ進み、■■■の交

差点を○折し進み、■交差点を○折、○○メートルほど進み、○○を○折した後、さらに○○を○折し、○○○メートルほど進んだ○側の農地が申請地となります。現地は、○○となっておりまして、今回の農地転用において、近隣の農地へ迷惑をかけるような工事や施設でないことから、何ら問題ないことを報告します。

以上です。

○田中会長

ありがとうございました。それでは、ただいまの報告第14号について、質問等がございましたらお願いいたします。

○田中会長

質問等がないようです。これらは報告案件でございますので、次に進ませていただきます。協議事項に入ります。

(1) 『次回総会日程について』でございますが、

令和3年10月28日木曜日、午後2時、総合福祉センター4階401会議室で行う予定でございますが、よろしいでしょうか。

(異議なしとの声あり)

○田中会長

それでは、10月28日 木曜日、午後2時ということでよろしくお願いいたします。

続きまして、

(2) 『その他』ということで何かありましたらどうぞ。

(なしとの声あり)

委員さんの方から特に何もないので、事務局から事務連絡をお願いいたします。

○事務局 佐野主幹【事務局説明】

それでは、事務局より、連絡させていただきます。

- ①9月17日の研修会について
 - ②生産緑地の買取希望について
 - ③不耕作地について（通知）
 - ④本日の農地パトロールについて
- 以上でございます。

○田中会長

以上をもちまして、令和3年第9回農業委員会総会を閉会いたします。
慎重審議ありがとうございました。

議 事 録 署 名 簿

上記は会議の内容を記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するため、ここに署名
押印する。

令和3年9月29日

志木市農業委員会議長 田中 満男

1 1 番 志村 晃

1 2 番 志村 二美重